

回覧印	代表者	管理者	運転者

【重要】

各営業所の運行・整備管理者の方への回覧をお願いします。

適正化事業課だより

(第76号)

令和2年6月23日
(公社)熊本県トラック協会
適正化事業課

重要

あおり運転が厳罰化されます!!

改正道交法が令和2年6月30日(火)施行

令和2年6月30日(火)より、車間距離不保持や急ブレーキ、割り込み等に伴う「あおり運転」の罰則を強化した改正道路交通法が施行されます。

また、当協会にも毎日のように「あおり運転」等に伴う苦情が多数寄せられています。

事業者の皆様におかれましては、「思いやり・ゆずり合い」の運転を心がけるとともに、次の改正後の罰則内容をご確認の上、輸送の安全確保の徹底のために、乗務員等への指導教育を実施いただきますようお願いいたします。

◎ 妨害(あおり)運転で交通の危険のおそれを生じさせた場合

改正後の罰則内容

- ・ 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ・ 違反点数25点
- ・ 免許取消し(欠格期間2年)

①他の車両の通行を妨害する目的で、一定の違反をする行為=あおり運転

- ・ 車間距離を詰める
- ・ 急ブレーキをかける
- ・ 割り込む など

◎ 妨害(あおり)運転で著しい交通の危険を生じさせた場合

改正後の罰則内容

- ・ 5年以下の懲役または100万円以下の罰金
- ・ 違反点数35点
- ・ 免許取消し(欠格期間3年)

②上記①によって、著しい危険を生じさせた場合

- ・ 高速道路での停車
- ・ 一般道での物損事故 など

一定の違反 妨害(あおり)運転の対象となる10種類の違反



(出典:警察庁資料)

ドライバーが思っている以上に、一般車は大型車に「あおられている」という意識をもっています。車間距離、進路変更等にゆとりをもちましょう。